

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託業務名

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務

2 委託業務の目的

オホーツク地域では、人口減少や少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少する中で、札幌圏などへの若年者の流出も多く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新卒採用に慎重な企業もある中、若年者人材の確保や定着促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、地域の基幹産業である農林水産業や建設業など幅広い業種の企業を対象に、オホーツク地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を踏まえたセミナーを開催することで、企業による人材確保手法の速やかな習得を進め、若年者人材の確保や職場定着の促進を図る。

3 委託業務の内容

(1) セミナーの開催及びフォローアップ

管内企業へのアンケートや訪問を行い、オホーツク地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を把握した上で、ウィズコロナ下での求人状況も勘案し、若年者への企業の魅力発信の手法や職場定着に向けたセミナーを各地域で実施する。また、セミナー参加企業に対し、それぞれのニーズに応じたフォローアップを実施する。

- ・実施地域：3地域（北見、網走、紋別の各ハローワーク管内で各1回）
- ・参加対象：オホーツク管内の農林水産業や建設業など延べ60社以上（各地域20社程度）

(2) 報告書の作成

上記（1）における成果報告書を作成すること。
（提出部数）

- ・紙媒体（A4判）：10部
- ・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

4 提案に当たっての留意事項及び提案事項

(1) 留意事項

ア 委託業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱ってください。

イ 3の業務内容を基本に、地域で行われている既存の関連する取組を踏まえ、地域の実情に応じながら柔軟に実施内容を変更してください。

ウ 開催日時は、地域の団体等が実施する類似の研修等と調整し、設定するとともに開催に当たっては、これらの研修等と内容の重複がないようにしてください。

エ 事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じてください。

(2) 提案事項

(全体)

ア オホーツク地域の農林水産業や建設業などにおける、若年者の雇用情勢や離職状況などの現状や課題を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。

イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。

ウ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールを提案してください。

エ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、具体的な対策を提案してください。

(セミナーの開催及びフォローアップ)

オ 実施内容や運営方法、開催地域を具体的に提案してください。

※運営方法については、対面開催に加え、オンラインによる視聴も検討すること。

- カ 目標参加企業数及びセミナー当日の全体スケジュールを提案してください。
- キ 実施に当たり、目標とする参加企業数を十分見込める効果的かつ実現可能な告知内容を提案してください。

5 成果目標

- (1) アウトプット：事業に参加する企業数 60社以上
- (2) アウトカム：事業に参加した企業における就職者数 5人以上

6 事業実施上の環境等への配慮

当該事業において開催するセミナー等については、道が策定した「北海道エコイベント指針に基づいた環境に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「3つの密」が重ならないなど適切な措置を講ずるものとする。また、道が提唱する「新北海道スタイル」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる取組はもとより、イベント等の開催制限など道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく事業実施体制に留意すること。

7 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づく届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

8 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案者の適格性（20点）

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
- イ 若者の地域就労における現状・課題に関して、相当程度の知識と認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどを持っているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性（75点）

- ア 本事業の目的・背景を十分に理解し、明確なコンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図など

- を用い、簡潔かつ分かりやすい提案となっているか。
- ウ セミナー及びフォローアップの提案内容や方法は効果が期待できるか。
- ・実施内容や運営方法、開催地域の選定は妥当なものであるか。
 - ・実施に当たり、目標とする参加企業数を十分に見込み、効果的かつ実現可能な告知内容となっているか。
- エ 成果目標は、実現可能な提案内容となっているか。
- オ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールとなっているか。
- カ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策は適切か。
- キ 新型コロナウイルス感染症などの影響により事業実施が困難となった場合の代案があるか。

(3) 道施策との適合性（北海道障がい者条例）（5点）

障がい者を雇用しているか。若しくは、障がい者雇用事業者や障がい者授産事業所へ優先発注の取組をしているか。

9 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)2月28日まで

10 予算上限額

1,642千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

11 選定業者数

1者を選定する。

12 参加表明書の提出

別紙1-1の「参加表明書」を令和4年(2022年)8月2日付け公告に定める日までに提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。また、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 参加を表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村が発行する身分証明書及び住民票
- (2) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(1)の書類及びコンソーシアム協定書（別紙1-2）の写し
- (3) 道税について、滞納がないことを証する納税証明書並びに地方消費税の納税証明書
- (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないこと及び今後、これらの者にならないことを確認する別紙1-3「誓約書」
- (5) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

※「届出義務を履行している事実を証する書類」の例

- ・届出書のほか、標準報酬決定通知書、概算・確定保険料申請書、資格取得確認通知書、納入告知書、領収書等（すべて写し）

13 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、別紙2「オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務企画提案書」を提出してください。

14 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙3「事業予算積算書」、様式①「障がい者雇用関係」、様式②「認証取得企業及び授産事業所等への優先発注関係」としてください。

なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載してください。また、「業務処理体制」欄には本業務

に関わる方全てについて必要な事項を記載してください。

また、様式①～②については、障がい者雇用に関する事項を確認するものであり、貴社が雇用している障がい者の状況について報告してください。

道では、北海道障がい者条例（通称）などを踏まえ、障がい者雇用事業所に配慮した随意契約（プロポーザル方式）の運用を、一部の契約について行うこととし、障がい者雇用事業所の官公需における受注機会の確保を進めるとともに、企業等の障がい者雇用に対する理解促進を図ることとしています。

- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、別紙2を除き片面30枚以内としてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出部数は6部です。
なお、第1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り5部には記入しないでください。
また、障がい者雇用関係書類（様式①～様式②）は、1部提出してください。
- (7) 提案内容は、全て企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

15 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

16 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書等提出書類は、委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出いただいた提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。